

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
◎柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令（漁業管理課）	2
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	2
○保安林の解除（ 〃 ）	2
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	2
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正	
正（港湾・海岸課）	2
落札公告	
○落札者等の公告（公営企業局 県立病院課）	3
○落札者等の公告（教育委員会 事務局教育政策課）	3

規 則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年2月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第3号
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成5年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
高知県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則
第3条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第1号中「届」を「届出」に改め、同条第2号中「変更の届」を「変更の

届出」に改め、同条第3号から第5号までの規定中「届」を「届出」に改める。

第4条中「以下」を「次条において」に改め、同条第2号中「白衣」を「衣類」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「必要と」を「必要があると」に改め、同号を同条第5号とする。

別記第1号様式中
「 開設者 住 所
氏 名 ◎
（法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称）
年 月 日生（男・女） 」

を
「開設者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名
電話番号 」

に改める。
別記第2号様式中
「 開設者 住 所
氏 名 ◎
（法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称）
年 月 日生（男・女） 」

を
「開設者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名
電話番号 」

に改める。
別記第3号様式中
「 開設者 住 所
氏 名 ◎
（法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称）
年 月 日生（男・女） 」

を
「開設者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）

及び代表者の職・氏名
電話番号
」
に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中
「 本 籍
（都道府県名）
住 所
氏 名 ◎
年 月 日生（男・女） 」

を
「 住所
氏名
電話番号 」

に改める。
附 則
（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）
- 高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1及び別表第3の1中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則」を「高知県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則」に改める。

~~~~~

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年2月16日  
高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第4号**  
**柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則**  
柔道整復師法施行細則（平成5年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
**高知県柔道整復師法施行細則**  
第3条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第1号中「届」を「届出」に改め、同条第2号中「変更の届」を「変更の届出」に改め、同条第3号中「届」を「届出」に改める。  
第4条第2号中「白衣」を「衣類」に改め、同条第4号を削

り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「必要と」を「必要があると」に改め、同号を同条第5号とする。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中

「開設者住所氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)年月日生(男・女)」

を「開設者住所氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)及び代表者の職・氏名電話番号」に改める。

附 則 (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)
2 高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年高知県規則第32号)の一部を次のように改正する。
別表第1の2及び別表第3の2中「柔道整復師法施行細則」を「高知県柔道整復師法施行細則」に改める。

告 示

高知県告示第46号の2

くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の定置漁業による採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和6年1月から同年3月まで)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和6年2月2日から同年3月31日までの間、くろまぐろの定置漁業による採捕の停止を命ずる。

令和6年2月1日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第67号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年2月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所 安芸市井ノ口字猿カホキ甲2979の2
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。字猿カホキ甲2979の2(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めないう。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第68号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年2月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 解除に係る保安林の所在場所 幡多郡大月町安満地字勤山395の4
2 保安林として指定された目的 魚つき
3 解除の理由 指定理由の消滅

高知県告示第69号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。

令和6年2月16日

高知県知事 濱田 省司

土佐市高岡町字柴田丁1157番イ地先から丁1139番1地先に至る延長165メートルの道

高知県告示第70号

昭和51年2月高知県告示第111号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年2月16日

高知県知事 濱田 省司

区域を次のように改める。
区 域

- 1 奈半利地区
次の基点1から基点15まで、補助点15、補助点8、補助点7、補助点5、補助点1及び基点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
基点1 安芸郡奈半利町1904番5須川橋右岸下橋台標点(北緯33度24分18.6577秒・東経134度02分1.8947秒)
" 2 基点1から方位角296度59分40秒35.000メートルの地点
" 3 基点2から方位角343度12分50秒425.000メートルの地点
" 4 基点3から方位角9度54分40秒169.000メートルの地点
" 5 基点4から方位角343度20分05秒197.000メートルの地点
" 6 基点5から方位角315度51分35秒354.000メートルの地点
" 7 基点6から方位角305度22分05秒388.000メートルの地点
" 8 基点7から方位角299度24分00秒634.000メートルの地点
" 9 基点8から方位角10度12分50秒107.000メートルの地点
" 10 基点9から方位角329度25分00秒153.700メートルの地点
" 11 基点10から方位角26度14分25秒121.000メートルの地点
" 12 基点11から方位角296度32分00秒529.658メートルの地点
" 13 基点12から方位角205度16分30秒224.565メートルの地点
" 14 基点13から方位角298度24分25秒7.000メートルの地点
" 15 基点14から方位角207度04分50秒75.000メートルの地点
補助点1 基点1から方位角265度14分35秒235.000メートルの地点
" 5 基点5から方位角254度04分00秒270.000メートルの地点
" 7 基点7から方位角176度50分30秒300.000メートルの地点
" 8 基点8から方位角256度52分20秒380.000メートルの地点
" 15 基点15から方位角207度04分50秒310.000メートルの地点
2 田野地区

次の基点16から基点18まで、補助点18、補助点17、補助点16及び基点16の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域  
 基点16 安芸郡田野町中島南2703番14地先基点（北緯33度25分23.6449秒・東経134度00分39.0695秒）  
 〃 17 基点16から方位角294度29分45秒490.000メートルの地点  
 〃 18 基点17から方位角288度03分15秒866.000メートルの地点  
 補助点16 基点16から方位角216度54分20秒305.000メートルの地点  
 〃 17 基点17から方位角159度53分30秒400.000メートルの地点  
 〃 18 基点18から方位角201度01分30秒217.000メートルの地点

-----  
 落 札 公 告  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和6年2月16日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
手術用ナビゲーションユニット 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年1月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社シーメック 高知市南久保9番8号
- 5 落札金額  
76,890,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和5年12月5日

~~~~~  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す

る。

令和6年2月16日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
第2期学習支援プラットフォーム構築等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年12月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
D d r i v e株式会社 愛媛県四国中央市下柏町426番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
202,983,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため